

告 示

埼玉県告示第八百四十四号

平成二十九年埼玉県告示第七七十一号で公示した公共測量は、令和三年六月三十日終了した旨測量計画機関である新座市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年七月十三日

埼玉県知事 大野 元裕